

令和2年度調達等合理化計画の自己評価

国立研究開発法人水産研究・教育機構

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）</p> <p>(1) 一者応札の低減に向けた取組</p> <p>① 全ての入札案件について事業者が計画的に入札等への参加準備を行うことができるよう、各入札案件の発注予定情報を契約分類で検索可能な形で、機構のホームページにて公表する。</p> <p>発注予定情報の提供時期は、できる限り前倒するとともに、提供する情報の内容についても、業務の実施時期を追加するなど、その充実を図る。</p> <p>【発注予定情報の件数】</p> <p>② 発注時期の早期化、入札等公告期間の延長、仕様書における業務内容の明確化、入札公告の他機関への掲示依頼による周知強化など、事業者が入札等に参加しやすい環境整備の取組を強化する。</p> <p>【入札等に参加しやすい環境整備の取組内容】</p> <p>③ 入札説明書等受領者に対して入札等に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>特に、一者応札・応募となった案件については、アンケート調査への協力を積極的に働きかけて各案件ごとの一者応札・応募原因を把握し、その原因に応じ、一者応札・応募の解消に向けた具体的取</p>	<p>・従来は本部において月ごとに取りまとめて公表していた発注予定情報を、今年度は12月頃から各契約担当者自らに取りまとめて掲載し公表するようにした。</p> <p>このような取組を行ったが、発注予定情報のホームページでの公表件数は、今年度は416件であった。</p> <p>また、発注予定情報について、提供時期については、前年度同様8月下旬から開始した。提供情報について、一部で実施期間や類似案件の過去調達・落札情報の掲載状況を記載するなど、その充実を図った。</p> <p>・過去に一者応札となった案件を中心に発注時期の早期化を図り、例えば、設備定期点検業務の入札について、前年度より入札公告及び施行時期を2ヶ月程度前倒した。入札公告期間の延長にも努め、前年度29日だった公告期間を41日に延長しており、このような取組が、一者応札の解消につながっている。</p> <p>また、今年度新たに当機構の入札公告を国立研究開発法人海洋研究開発機構のホームページにも掲載し周知の強化を図った。</p> <p>・入札説明書等受領者に対してアンケート調査を実施し、今年度は、一者応札・応募となった案件を中心に、アンケート調査への協力が得られるよう、調査対象者に対して積極的に働きかけを行った。</p> <p>この結果、アンケート回収率は、56%であった。</p> <p>また、アンケート調査により一者応札・応募の原因が把握された案</p>	<p>・発注予定情報の公表件数は416件であり、提供情報の内容の充実を図っており目標を達成した。なお、今年度の総契約件数は555件であり、公表件数を更に拡大する余地がある。【引き続き実施する】</p> <p>・事業者が入札等に参加しやすい環境整備の取組を強化しており、目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・アンケート回収率は、56%であり、一者応札・応募の原因を把握し、その原因に対応した取組を行っており、目標を達成した。【引き続き実施する】</p>

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>組を行う。 【アンケート回収率】</p> <p>(2) 調達金額の節減と業務の合理化・効率化に向けた取組</p> <p>① 各研究所等で共通して使用する物品等の調達について、機構全体を取りまとめて一括調達する取組を推進する。 【一括調達の対象品目】</p> <p>② 他法人との共同調達に積極的に取り組む。あわせて、他法人から調達等に関する情報収集を引き続き行い、当機構の調達等合理化の取り組みの参考とする。 【共同調達を実施した件数】 【情報収集の対象法人】</p> <p>③ 施設の維持管理、設備・機器等の保守管理など、単年度契約ではなく複数年契約を締結することにより、業務の合理化・効率化が図られると考えられる調達について、複数年契約を推進する。 【複数年契約の件数】</p> <p>④ 施設の保守・管理関係の各種業務など、取りまとめて調達することにより、業務の合理化・効率化が図られると考えられる調達につ</p>	<p>件については、その原因に対応した具体的な取組を行うよう努めた。例えば、清水庁舎からの小口運送業務について、離島など中継料のかかる地域の運賃設定が困難との声が寄せられたことを受け、当該地域にかかる仕様変更を行った結果、一者応札が解消した。</p> <p>・前年度に引き続き、価格情報誌、海洋観測調査機器、汎用ソフトウェアライセンス、電力、ノートパソコンを一括調達したほか、今年度は新たにネットワーク中継機器について機構全体を取りまとめて一括調達を実施した。</p> <p>・前年度から引き続き国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）及び農研機構とのコピー用紙の共同調達、当機構・森林機構・農研機構の三者での重油の共同調達、農研機構と灯油の共同調達など、合計4件の共同調達を実施した。 また、これら法人に加え、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所から調達等に関する情報収集を行い、共同調達案件の拡大に向けて協議を行った。</p> <p>・情報システムの保守業務、複合機の保守業務など新規案件1件を含め、6件の複数年契約を締結した。</p> <p>・これまで個別に調達していた海水取水設備における動力制御設備、チラーユニット、ポンプ類の点検整備業務を取りまとめて包括契約を</p>	<p>・一括調達の対象品目を拡大するなど、取組を推進しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・共同調達を実施しており、また、共同調達案件の更なる拡大に向けて情報収集の範囲を広げており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・新規の複数年契約を開始するなど、取組を推進しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・施設の保守・管理関係の業務について包括契約を実施しており、目標を達</p>

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>いて、包括契約を推進する。 【包括契約の件数】</p> <p>⑤ 研究開発用品などの物品の調達について、調達事務の簡素化と調達に要する時間の短縮を図るため、公正性・透明性を確保しつつ、単価契約を推進する。 【単価契約の件数】</p> <p>(3) 人材の育成・調達等合理化の取組の推進に係る情報の共有</p> <p>① 調達合理化の取組を推進していく上で、人材の育成が極めて重要であることを踏まえ、各研究所等の契約事務担当者を対象にした契約事務研修や、外部講師による研修を実施するとともに、外部機関が実施する各種研修等に積極的に参加する。 【契約事務研修の実施】 【外部研修等への参加】</p> <p>② 契約事務担当者会議を開催し、各研究所等における調達等合理化の取組内容、契約監視委員会や本部競争入札等推進委員会の審議内容、委員の意見等について情報共有を図る。 【契約事務担当者会議の開催】</p> <p>3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）</p> <p>(1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>競争性のない随意契約のうち新規締結案件については、本部の競争入札等推進委員会（総括責任者は理事（総務・財務担当）において、会計規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可能性の観点から事前審査を行う。 【本部競争入札等推進委員会における審査件数】</p>	<p>締結するなど、施設の保守・管理関係の業務について、今年度、3件の包括契約を実施した。</p> <p>・物品の調達において、魚類に装着する電子標識、配合餌料など新規案件44件を含め、合計452件の単価契約を実施した。</p> <p>・今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、ネットを利用したweb会議により各研究所等の契約事務担当者を対象に契約事務研修を実施した（8名参加）。 また、外部機関が実施する各種研修（印刷に関する講習等）に積極的に参加した（計4名）。</p> <p>・今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、ネットを利用したweb会議により契約事務担当者会議を開催（33名参加）し、各研究所等における調達等合理化の取組内容、契約監視委員会や本部競争入札等推進委員会の審議内容、委員の意見等について情報共有を行った。</p> <p>・競争性のない随意契約のうち新規締結案件については、本部の競争入札等推進委員会において、会計規程等との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可能性の観点から、事前審査を行った（6件）。</p>	<p>成した。【引き続き実施する】</p> <p>・単価契約については、新規案件44件を含む452件実施しており、目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・契約事務研修を実施するとともに、外部研修に積極的に参加しており、目標を達成した。【引き続き実施する】</p> <p>・契約事務担当者会議を開催して情報共有を行っており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・競争性のない随意契約のうち新規契約案件について、本部の競争入札等推進委員会における事前審査を確実に実施しており、目標を達成した。【引き続き実施する】</p>

調達等合理化計画における取組事項	取組の内容及びその効果	目標の達成状況と課題 【今後の対応方針】
<p>(2) 不祥事の未然防止のための取組</p> <p>① 公的研究費の適正執行に向け、全職員を対象としたeラーニング研修を実施するとともに、各拠点において講義・講演型の研修会等を実施する。 【eラーニング研修等の実施】</p> <p>② 納品の際、研究・教育部門の職員が検収した案件について、事務部門の職員による事後確認を実施する。 【検収に係る事後確認の実施案件】</p> <p>③ 本部の契約担当部署が各研究所等に出向き、契約事務全般についてモニタリングを実施する。特に、庁舎外の現場において契約内容が履行された案件の状況を重点的に確認する。 モニタリング結果は、理事長を委員長とする内部統制委員会に報告する。 【契約事務モニタリングの実施】</p> <p>④ 内部監査において、調達に係る契約・納入・検収に関する監査を実施する。 個々の契約案件の監査にあたり、契約相手方に対して受注、出荷伝票等の提供を求め、保存書類との整合性を検証するなど、監査の実効性の向上を図る。 【内部監査の実施箇所数】</p>	<p>・機構の全職員(1,775人)を対象に「研究活動における不正行為とその対応、研究費の不正使用とその対応」をテーマとしたeラーニング研修を実施した(受講率100%)。 また、各拠点において、研究不正の防止等をテーマに講義型の研修会等を実施した。</p> <p>・調査で使用する消耗品購入などの案件を研究・教育部門の職員が直接実施した納品・検収について、事務部門の職員による事後確認を実施した(200件)。</p> <p>・今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、ネットを利用したweb会議や書面確認により契約事務全般についてモニタリングを実施した。特に、庁舎外の現場において履行され、検査が行われた案件について、証拠となる資料等により履行状況を確認した。その結果については内部統制委員会に報告した。</p> <p>・調達に係る契約・納入・検収に関する内部監査を実施した(5事業所)。 また、個々の契約案件の監査にあたり、契約相手方に対して受注、出荷伝票等の提出を求め、保存書類との整合性を検証するなど、監査の実効性の向上を図った。</p>	<p>・全職員を対象としたeラーニング研修等を実施しており、目標を達成した。 【引き続き実施する。】</p> <p>・検収に係る事後確認を実施しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・契約事務モニタリングを実施しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p> <p>・契約・納入・検収事務に関する内部監査を実施しており、目標を達成した。 【引き続き実施する】</p>